

# 年金の届出を忘れていませんか？

## 年金

年金は、20歳から60歳までの方が加入しなければなりませんので、その時々届出を必ず行ないましょう。  
届出を忘れると、将来受ける年金が減額されたり、受けられなくなる場合があります。



### 第1号被保険者

自営業・学生などとその配偶者（厚生年金・共済年金に加入していない方やその方に扶養されていない配偶者の方）



### 第2号被保険者

厚生年金や共済年金に加入している会社員や公務員の方

### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方

#### ●こんなときは、必ず届出を

	こんなとき		種別	届出先
第1号被保険者	20歳になったとき（厚生年金・共済年金の加入者を除く）		第1号	役場窓口
	会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき	第1号⇨第2号	勤務先
		共済組合に加入したとき	第1号⇨第2号	役場窓口
		扶養されている配偶者	第1号⇨第3号	配偶者の勤務先
	氏名・住所が変わったとき		第1号	役場窓口
	学生で保険料を納めるのが困難なとき		第1号	役場窓口
	保険料を納めるのが困難なとき		第1号	役場窓口
	保険料を口座振替で納めたいとき		第1号	金融機関（銀行や郵便局等）
年金手帳をなくしたとき		第1号	役場窓口	
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	本人	第2号⇨第1号	役場窓口
		扶養されている配偶者	第3号⇨第1号	役場窓口
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき（配偶者が第2号被保険者の場合）		第2号⇨第3号	配偶者の勤務先
	年金手帳をなくしたとき		第2号	勤務先
第3号被保険者	20歳になったとき		第3号	配偶者の勤務先
	会社や役所などに就職したとき	厚生年金に加入したとき	第3号⇨第2号	勤務先
		共済組合に加入したとき	第3号⇨第2号	勤務先
	配偶者が会社を変ったとき		第3号⇨第3号	配偶者の新しい勤務先
	配偶者に扶養されるようになったとき（配偶者が第2号被保険者の場合）		第1号⇨第3号 第2号⇨第3号	配偶者の勤務先
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき（離婚・収入増など）		第3号⇨第1号	役場窓口
	住所・氏名が変わったとき		第3号	配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき		第3号	社会保険事務所	

【手続きの際は、印鑑・年金手帳、その他添付書類が必要な場合がありますので、届出先へご確認ください。】

▶問合せ先 / 町民福祉課国保医療年金係（☎ 2-1211 内線 106・107）